

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
告 示	
○救急病院及び救急診療所の認定の一部改正..... (医療政策課)	1
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業施設管理課)	1
○知事権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	1
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	2
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	2
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課)	2
○道路の供用の開始..... (道路課)	3
○急傾斜地崩壊危険区域の指定..... (砂防災課)	3
○景観計画の変更..... (都市計画課)	3
道企業管理規程	
○北海道企業局財務規程の一部を改正する規程.....	3

告 示

北海道告示第636号
 昭和62年北海道告示第1770号(救急病院及び救急診療所の認定)の一部を次のように改正する。
 平成20年10月3日

北海道知事 高橋 はるみ

札幌市の項医療法人札幌円山整形外科病院の事項中「平成20.9.30」を「平成23.9.30」に改め、同項医療法人サンプラザ新札幌循環器病院の事項中「医療法人サンプラザ新札幌循環器病院」を「新札幌循環器病院」に、「平成20.9.30」を「平成23.9.30」に改める。
 函館市の項函館市医師会病院の事項中「平成20.9.30」を「平成23.9.30」に改める。
 旭川市の項医療法人中島病院の事項中「平成20.9.30」を「平成23.9.30」に改める。
 釧路市の項道東勤医協釧路協立病院の事項中「平成20.9.30」を「平成23.9.30」に改める。
 北見市の項総合病院北見赤十字病院の事項中「総合病院北見赤十字病院」を「北見赤十字病院」に、「平成20.9.30」を「平成23.9.30」に改め、同項医療法人治恵会北見中央病院

の事項中「平成20.9.30」を「平成23.9.30」に改める。
 岩見沢市の項独立行政法人労働者健康福祉機構岩見沢労災病院の事項中「独立行政法人労働者健康福祉機構岩見沢労災病院」を「独立行政法人労働者健康福祉機構北海道中央労災病院」に改める。
 苫小牧市の項医療法人社団養生館苫小牧日翔病院の事項中「平成20.9.30」を「平成23.9.30」に改める。
 千歳市の項市立千歳市民病院の事項中「平成20.9.30」を「平成23.9.30」に改める。
 今金町の項の次に次の1事項を加える。
 寿都町 寿都町立寿都診療所 寿都郡寿都町字渡島町72番地2 平成23.9.30
 幌加内町の項幌加内町国民健康保険病院の事項中「平成20.9.30」を「平成23.9.30」に改める。
 羽幌町の項北海道立羽幌病院の事項中「平成20.9.30」を「平成23.9.30」に改める。
 音更町の項医療法人社団宏明館幸北病院の事項中「医療法人社団宏明館幸北病院」を「医療法人社団音更宏明館病院」に改める。

北海道告示第637号
 土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、道営土地改良(端野地区経営体育成基盤整備(区画整理、農業用排水施設、客土、暗きょ排水、農用地造成、除れき))事業の土地改良事業変更計画を定めた。
 その関係書類は、北海道網走支庁に備え置いて、平成20年10月7日から20日間、一般の縦覧に供する。
 なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。
 また、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。
 平成20年10月3日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第638号
 森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。
 平成20年10月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 保安林予定森林の所在場所 函館市浜町146の3・147(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所 松前郡松前町字神山72の1・74の1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁産業振興部林務課並びに函館市役所及び松前町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第639号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成20年10月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 解除予定保安林の所在場所 礼文郡礼文町大字船泊村字ニシウエントマリ555の1(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

3 解 除 の 理 由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道宗谷支庁産業振興部林務課及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第640号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定による通知があった。

平成20年10月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 解除予定保安林の所在場所 根室市(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 霧害の防備

(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所 勇払郡むかわ町(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課並びに根室市役所及びむかわ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第641号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成20年10月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 恵庭市(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 石狩郡当別町(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
当別町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道石狩支庁産業振興部林務課並びに恵庭市役所及び当別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第642号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道網走土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成20年10月3日

	北海道知事 高橋 はるみ
路 線 名 供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道 留 辺 薬 浜 佐 呂 間 線	常呂郡佐呂間町字知来296番1地先から 常呂郡佐呂間町字仁倉712番2地先まで
	平成20.10.3

北海道告示第643号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図面は、北海道建設部土木局砂防災害課及び北海道函館土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成20年10月3日

	北海道知事 高橋 はるみ
江差円山3地区急傾斜地崩壊危険区域	
次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱15号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱15号を結んだ線によって囲まれた区域	

郡	町	字	地 番	標柱番号
檜山郡	江差町	円山	256番地先国有地	1
同	同	同	250番2	2
同	同	同	同	3
同	同	同	同	4

同	同	同	261番	5
同	同	同	260番3	6
同	同	同	260番6	7
同	同	同	260番9	8
同	同	同	260番2	9
同	同	同	292番1	10
同	同	同	291番5	11
同	同	同	293番3	12
同	同	同	299番17	13
同	同	同	354番6	14
同	同	同	359番3地先国有地	15

北海道告示第644号

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定により策定した北海道景観計画を次のとおり変更した。

その図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課並びに各支庁産業振興部建設指導課及び各土木現業所企画総務部建設指導課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成20年10月3日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 変更内容 別図 北海道景観計画図
- 2 変更日 平成20年10月1日

道 企 業 管 理 規 程

北海道企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年10月3日

北海道公営企業管理者 青木 次郎

北海道企業管理規程第9号

北海道企業局財務規程の一部を改正する規程

北海道企業局財務規程（昭和52年北海道企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2の工業用水道事業会計勘定科目表固定資産の事項中	「	石狩湾新港地域 工業用水道 配水管移設	を
-----------------------------	---	---------------------------	---

建設仮勘定

「

石狩湾新港地域
工業用水道
配水管移設
建設仮勘定
室蘭地区工業用
水道改修建設
仮勘定

に改める。

」

附 則

この規程は、平成20年10月3日から施行する。
